

1. 本規約は、大阪大学宿泊施設等予約管理システムで扱う学内宿舎のうち、以下の宿舎における入居予約を行うためのものです。

留学生寮、国際交流会館豊中本館、国際交流会館吹田分館

これらの宿舎は、大阪大学に新たに入学する留学生が日本での生活に慣れるまでの期間の臨時的宿舎、または大阪大学で教育・研究に従事する外国人研究者及び一時来訪者のための臨時的宿舎です。

2. 留学生または外国人研究者として大阪大学への受入れが確定していると受入部局が判断する方のみ、入居申請を行うことができます。
3. 外国人留学生とは、日本での在留資格として「留学」ビザを所有する者を指します。
4. 宿舎ごとに申請期間が設定されていますので、それ以外の期間は申請ができません。申請期間については、各宿舎の概要をご覧ください。
5. 宿舎ごとに入居期間が定められていますので、各宿舎の概要をご覧ください。
なお、国際交流会館豊中本館の外国人研究員宿舎及び国際交流会館吹田分館の外国人研究員宿泊施設については、それぞれの宿舎の入居期間の範囲内で、外国人研究者としての正規の受入期間に加えて前後1日までの入居申請が可能です。ただし、第9項に定めるとおり大阪大学の休業日の入退居はできません。
6. 申請完了画面が出るまでは申請は完了していません。申請完了前に終了したり、30分間画面を放置すると入力内容が自動的に破棄され、トップページに戻ります。
7. 申請が受け付けられた場合でも、必ずしも入居できるとは限りません。
8. 入居許可決定は部局の承認順です。
9. 留学生（国際交流会館豊中本館と留学生寮）は、土日祝日、夏季一斉休業や年末年始など、大阪大学の休業日の入退居はできません。
10. 研究者（国際交流会館豊中本館・吹田分館）は、土日祝日の入居が可能です。夏季一斉休業や年末年始など、大阪大学の休業日の入退去はできません。
11. 夫婦室・家族室は、必ず申請された家族構成で入居し、同居される家族の方も予約開始日に同時に入居しなければなりません。
12. 申請内容に虚偽があったことが判明した場合は、申請を却下します。また、入居許可後に虚偽が判明した場合も入居許可を取り消します。